

議案第16号

単位制による全日制等の課程の運営の特例に関する規則の改正について

単位制による全日制等の課程の運営の特例に関する規則の改正について、別紙のとおり提出します。

平成27年3月16日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

◇鳥取県県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

単位制による課程を実施している県立高等学校の学期について、3学期制を用いることを可能にする。

2 規則の概要

- (1) 単位制による課程に係る学期については、単位制によらない課程に係る学期と同じく、3学期制又は2学期制とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則（平成元年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	(学期)
	第3条 単位制による課程に係る学期は、次のとおりとする。
	(1) 第1学期 4月1日から9月30日まで
	(2) 第2学期 10月1日から翌年3月31日まで
(入学)	(入学)
第3条 単位制による課程に入学（ <u>第5条から第7条</u> までの規定による入学を除く。以下この条及び次条において同じ。）を志願しようとする者は、別に定めるところにより、入学志願書を校長に提出しなければならない。	第4条 単位制による課程に入学（ <u>第6条から第8条</u> までの規定による入学を除く。以下この条及び次条において同じ。）を志願しようとする者は、別に定めるところにより、入学志願書を校長に提出しなければならない。
2・3 略	2・3 略
第4条 単位制による課程への入学の許可は、 <u>4月</u> に行う。ただし、校長は、教育上支障がないときは、 <u>同月以後においても、学期の区分に従い、入学を許可することができる。</u>	第5条 単位制による課程への入学の許可は、 <u>第1学期の始め</u> に行う。ただし、校長は、教育上支障がないときは、 <u>第2学期の始め</u> に入学を許可することができる。
2～4 略	2～4 略
(編入学)	(編入学)
第5条 略	第6条 略
2・3 略	2・3 略
4 第3条第2項及び前条第2項から第4項までの規定は、単位制による課程への編入学について準用する。	4 第4条第2項及び前条第2項から第4項までの規定は、単位制による課程への編入学について準用する。
(転入学)	(転入学)
第6条 略	第7条 略
2 略	2 略
3 第3条第2項及び第4条第2項から第4項までの規定は、単位制による課程への転入学について準用する。	3 第4条第2項及び第5条第2項から第4項までの規定は、単位制による課程への転入学について準用する。
(再入学)	(再入学)
第7条 略	第8条 略
2 第3条第2項、第4条第2項から第4項まで及び	2 第4条第2項、第5条第2項から第4項まで及び

<p>第5条第3項の規定は、単位制による課程への再入学について準用する。</p> <p>(復学等) 第8条 略</p> <p>(過去に在学した高等学校において修得した単位) 第9条 略</p> <p>(聴講) 第10条 略</p> <p>第11条 略</p> <p>(聴講料の納付) 第12条 略</p> <p>(様式) 第13条 略</p> <p>(適用除外) 第14条 略</p> <p>(委任) 第15条 略</p>	<p>第6条第3項の規定は、単位制による課程への再入学について準用する。</p> <p>(復学等) 第9条 略</p> <p>(過去に在学した高等学校において修得した単位) 第10条 略</p> <p>(聴講) 第11条 略</p> <p>第12条 略</p> <p>(聴講料の納付) 第13条 略</p> <p>(様式) 第14条 略</p> <p>(適用除外) 第15条 略</p> <p>(委任) 第16条 略</p>
---	--

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第 号